

ジェンダー法学研究の進展

白石 玲子

法学の分野において、近年ジェンダー研究が大きく進展してきている。その研究者の中には比較家族史学会の会員も少なくなく、学会誌の誌面をお借りして動向を報告させて頂きたい。

『岩波講座現代の法』の第一巻『ジェンダーと法』が発行されたのは、一九九七年八月であった。その「おわりに」（辻村みよ子氏執筆）のなかには、「法学におけるジェンダーの発見」という言葉が述べられている。同書は一九九三年に企画がスタートした時には「女性と法」ないし「フェミニズムと法」のタイトルが考えられていたのが、それから刊行までの約四年間に「ジェンダー」の用語が日本でも定着し、「ジェンダーと法」というタイトルを掲げることが可能になったとのことである（同書三三九〜三四〇頁）。

その九七年には、法学専門雑誌で二つのジェンダーに関する特集が組まれた。一月には『労働法律旬報』が「ジェンダー問題を考える」という小特集に二本の論文を掲載している。一二

月には『法学セミナー』が一二人の執筆者による「特別企画労働におけるジェンダーと法——なぜ、どうなくす性差別」を掲載した。同年は男女雇用機会均等法が改正された年であった。また、本学会のシリーズ比較家族の『ジェンダーと女性』が刊行された年でもあった。

その後も個別的なジェンダー法学研究は進められていたが、学会としてミニ・シンポジウムが開かれたのは、二〇〇一年、お茶の水女子大学における日本法社会学会での「セクシュアル・ハラスメントと大学のジェンダー構造——大学のセクシュアル・ハラスメント対応の方向性」で、三本の報告が行われた。二〇〇二年には日本刑法学会で「ジェンダーと刑事法」というワークショップがもたれた。二〇〇三年には、後述するように三学会でシンポジウムやワークショップが開かれ、ジェンダー法学会が創立されたが、その間、法学専門雑誌にも大きな動きがあったので、それを先に述べたい。

二〇〇二年八月号の『法律時報』は「ジェンダーと家族」という六〇頁から成る特集を組み、座談会と六本の論文を掲載した。二〇〇三年一月の『ジュリスト』は、「ジェンダーと法」という特集を組んだ。これには、「I総論」に七本、「II雇用とジェンダー」に三本、「III家族とジェンダー」に三本、「IV女性の身体・セクシュアリティ」に五本と、合計一八本が掲載され、一九〇頁を越えるものであった。また、同月の『労働法律旬報』には「社会法とジェンダー」特集に四本の論文が掲載され

ている。刑事法の分野でもジェンダーへの関心が深まり、「現代刑事法」二〇〇三年三月号は「ジェンダーと刑事法」の特集に六本の論文が掲載された。

その他にも個別の雑誌論文が発表され、単行本も多く発行されている。このような研究の進展を受けて、『法律時報』が毎年一二月号に掲載する「学界回顧」に、二〇〇三年から「ジェンダーと法」のコーナーが設けられた。文献についての詳細は、これを御参照頂きたい。

次に、前述した学会について紹介する。

二〇〇三年四月の法制史学会では、「ジェンダーの法史学——近代法の再定位・再考」というミニ・シンポジウムが半日かけて行われた。この企画を提案したのは、本学会員である三成美保氏で、私も協力し当日の司会を務め、報告者も趣旨説明を行った三成美保氏を含めると五名中三名（三成会員の他に、村上一博会員、曾根ひろみ会員）であるし、法史学ということで、本学会との関係も深いので、少し詳しく述べさせて頂きたい。この企画は二〇〇一年からスタートし、二〇〇二・二〇〇三年度にかけては「ジェンダーの法史学——近代法秩序の再検討」という研究課題名で科学研究費補助金を受けた。趣旨説明の後、吉田克己「近代市民法とジェンダー秩序」、村上一博「近代日本の家族法制とジェンダー——親権概念の形成」、曾根ひろみ「近世日本の刑事法制とジェンダー——私的刑罰権および刑事裁判」、松本尚子「近代ドイツの労働法制とジェンダー

——女性労働者の制度的権利保護」の報告が行われた。家族法制そのものをテーマとした村上報告以外のものも、何れも家族に関わる点を含む報告であった。

五月には、日本刑法学会で、前年に引き続き「ジェンダーと刑事法」のワークショップが開かれた。

一月に開かれた日本法哲学会では、「ジェンダー・セクシユアリティと法」を統一テーマに、一〇人の報告者により、一日半の日程で行われた。そのなかには生殖に関する報告が二本あった。本学会でも二〇〇二年の二回の研究大会で「生命技術と家族」、二〇〇三年秋の学会では「生殖技術と家族」のテーマでシンポジウムを開催しており、問題意識を共有している。

そして二月、ジェンダー法学会が創立された。まず、創立総会が開かれ、初代理事長には本学会副会長でもある戒能民江氏が選任され、「なぜ今、ジェンダー法学が必要なのか」、「女性差別撤廃条約—国際社会との落差の検証」のテーマでシンポジウムが行われた。この学会は「法学をジェンダーの視点からより深く研究すること、研究と実務の懸橋をすること、ジェンダー法学に関する教育を開発し深めること」を目的に「学際的にジェンダー法学の課題に取り組もうとする（設立趣意書より）」ものである。これを契機にジェンダー法学の研究が一層深まることが期待できる。

（神戸市看護大学 日本近代法史 ジェンダー法史）